

分収林だより

分収林契約者の皆さんと県とを繋ぐ情報誌

県では、平成22年に解散した「かながわ森林づくり公社」から分収林契約を引継ぎ、「承継分収林」として木材生産を目的とした整備を実施してきました。

また、契約地が林道から遠いなど、将来にわたり収益を見込むことが難しいと判断された分収林では、平成29年から「環境保全分収林」への契約変更を進め、概ね20年の期間を延長し、水源かん養機能など公益的機能の高い森林を目指して整備を行っております。

※「環境保全分収林」への契約変更の受付は終了いたしました。

日頃の森林整備の様子



良質な木が成長するよう
間伐する木を選びます。



林業事業体が間伐作業を
実施します。



完了後、適切に作業されているか
現地で確認しています。

間伐を繰り返し大きく成長しています

分収林契約地で、間伐材の搬出を行いました。



昭和56年度 新植した高さ30cm程度のヒノキの苗木が、、



44年が経過し、令和7年には高さ約20m、太さ約30cmの
ヒノキに成長しています。



神奈川のツキノワグマはいかに？

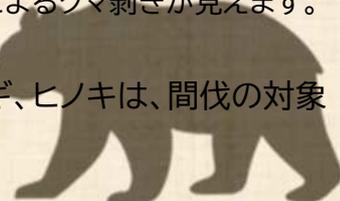
昨今、全国で、クマ類による被害が、多くメディアで取り上げられています。神奈川県内でも、今年8月、大山ケーブルカーの麓側、駅付近にツキノワグマが出没し、ニュースで取り上げられました。

丹沢山地には推定80頭のツキノワグマが生息しており、分収林内でもクマの痕跡が見られることがあります。

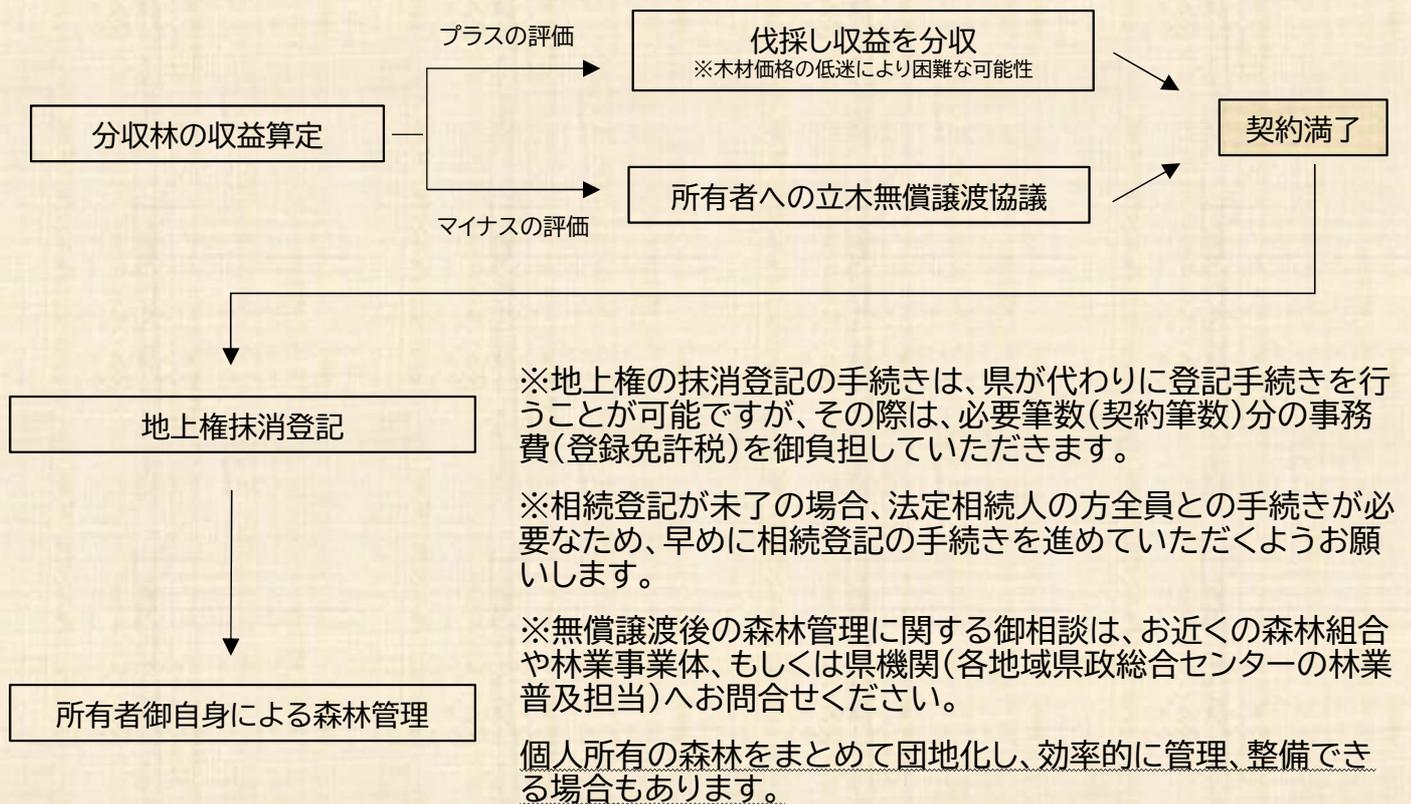


ツキノワグマによるクマ剥ぎが見えます。

クマ剥ぎされたスギ、ヒノキは、間伐の対象
としています。



契約満了について



譲渡後の森林管理に関する問合せ先

県央地域県政総合センター森林部森林保全課	TEL:046-224-1111(代)
湘南地域県政総合センター農政部森林課	TEL:0463-22-2711(代)
県西地域県政総合センター森林部森林保全課	TEL:0465-83-5111(代)

契約者の皆様へのお願い

次のような場合は手続きが必要となりますので、早めに御連絡をお願いします。

相続・贈与による
契約者の変更

代表者の変更
(組合、会社、寺社等)

住所・電話番号の
変更



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。
令和8年4月1日から住所等変更登記の申請が義務化されます。
詳しくは管轄の法務局へ御確認ください。



～連絡先～

神奈川県自然環境保全センター 森林再生部 分収林課
〒243-0121 厚木市七沢657
電話 046-248-6802 (平日8:30~17:00)